

福岡市有料自転車駐車場管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1に規定する有料自転車駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 有料自転車駐車場の利用時間は、規則別表第1に定めるとおりとする。

(定期利用申請受付及び利用券等の発売)

第3条 定期利用申請の受付は、開場日は常時行うが、予約受付は利用日の14日前から行うことができる。

なお、予約により作成した利用券は作成の日以降常時発売することができる。

ただし、特に管理者が必要と認める場合は、期間及び時間を変更することができる。

(利用契約事項)

第4条 定期利用をしようとする者は、自転車駐車場利用申請書により申し込むものとする。管理者において利用を承認した場合は、申請者に駐車料と引き換えに利用承認書及び確認証を交付するものとする。

2 定期利用者は、確認証を自転車の後部に貼り付けるものとし、後部に適当な箇所がない場合は、他の見やすい箇所に確認証を貼り付けるものとする。

3 定期利用者は、利用に際して必ず利用承認証を携帯し、管理員から請求があった場合は、提示しなければならない。

4 一時利用者には、規則で定める一般有料自転車駐車場においては、入場時に駐車料を徴収すると同時に利用券を交付するものとし、利用者は出場時にこれを返納しなければならない。その他の有料自転車駐車場においては、規則で定める方法により、出場時に駐車料を徴収するものとする。

5 一時利用申請日及び定期利用承認期間を超えて利用があった場合は、出場時に利用者から超過日数相当分の駐車料を徴収する。

6 利用者は、自転車駐車場毎に管理者が定めた利用方法に関する定めに従わなければならない。

7 利用者は、自転車駐車場の諸施設及び駐車中の自転車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8 自転車駐車場内(路上自転車駐車場を除く)においては、利用承認日から2週間を超えて、路上自転車駐車場内においては、利用承認日から3日を超えて継続駐車されている自転車等がある場合は、管理者は当該自転車等を移動し保管することができる。

9 利用者は前記のほか、駐車場の利用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 車両を離れる時は、必ず施錠すること。

(2) 駐車場内では、煙草を吸わないこと。

(3) 紙屑、空き缶等を駐車場内に捨てないこと。

(4) 広告物類を駐車場内に掲示しないこと。

(5) 物品販売、その他営業行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

(利用の拒否)

第5条 利用者等が前条の規定に違反した場合は、管理者は自転車駐車場の利用を拒否することができる。

(駐車を休止する場合の措置)

第6条 管理者の都合により、駐車を休止する場合は、当該駐車場の休止期間について定期利用承認期間を延長するものとする。

(定期利用承認証等の再発行)

第7条 利用者は、定期利用承認証及び確認証を紛失又は損傷したときは、定期利用承認証等再発行届書（様式第1号）を提出し、再発行を受けることができる。

(駐車料の減免)

第8条 規則第6条第1項各号の規定による減免を受けようとするものは自転車駐車場駐車料減額・免除申請書に対象者であることを証する下記の書類を呈示し市長に申請しなければならない。

(1) 規則第6条第1項第1号の規定による減免の場合は、福祉事務所が発行する保護証明書

(2) 規則第6条第1項第2号の規定による減免の場合は、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳

2 本市職員、警察官等がその職務上自転車駐車場を利用する場合は、駐車料を免除するものとする。この場合、利用者は自転車駐車場使用簿に利用目的等について記入しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか管理運営上必要な事項は管理者において別に定める。

附則 この規程は、昭和60年9月20日から施行する。

附則 この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

		決	課 長	係 長	係 員
		裁			

定期利用承認証等再発行届書

平成 年 月 日

福 岡 市 長 様

届出者 住所

氏名

電話

定期利用承認証 紛失

下記の理由により を したので再発行お願いします。

確認証 損傷

記

理由

処 理 欄	承 認 番 号 NO	処理者
	再発行承認番号 NO	
	処 理 年 月 日 平成 年 月 日	